

須坂市附属機関等の設置及び運営に関する指針

(平成13年6月22日)

1 目的

この指針は、附属機関等の更なる活用と活性化を図るとともに、適正な設置・運営に努めることにより、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の進展に寄与することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする附属機関等は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務について審査、審議、調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関に設置された附属機関
- (2) 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等に基づき開催される協議会、懇談会その他の会合（協議会、委員会、懇談会、懇話会、研究会等の名称の如何を問わない。以下「協議会、懇談会等」という。）

3 附属機関の設置

- (1) 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、その調査審議等の内容が次のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。
 - ア 市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、市民、関係団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。
 - イ 前アに規定する者から個別の意見の聴取等を行うだけでは不十分であること。
 - ウ 他に当該審議事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。
- (2) 附属機関の所掌する事務の必要性が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置条例において当該附属機関の存続期間を明示するものとする。

4 附属機関の委員の任命

- (1) 附属機関の委員の任命にあたっては、その設置目的に応じて市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、法令等に特別な定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
 - ア 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
 - イ 女性委員の積極的な登用に努めること。

ウ 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこと。

エ 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は、5機関までとすること。

オ 市職員は委員に任命しないこと。ただし、審議の内容が専門技術的で市職員の参加が不可欠である場合など特別な事情があると認められる場合はこの限りでない。

カ 委員の数は、原則として20人以内とすること。

キ 団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、適任者が得られるよう推薦依頼にあたって配慮すること。

(2) 前 (1) ウ及びエの規定は、委員に任命しようとする者が次のいずれかに該当する場合は適用しない。

ア 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者と認められる場合

イ 当該附属機関の所掌事務に関し、特に専門的な知識経験等を有する者がその者以外に得難い等特別の事情があると認められる場合

5 附属機関の委員の公募による選任

市政の意思形成過程に市民が直接参加する機会を確保するため、次のいずれかに該当する場合を除き、附属機関の委員の全部又は一部について公募により選任するものとする。

(1) 法令に選出区分の定めがあり、公募によることが不可能な場合

(2) プライバシーの保護等の必要から、公募制を導入することが不適当な場合

(3) 審議内容が極めて専門性の高い事項に関するものであったり、委員の要件として特殊な資格・免許が必要なものなど、募集範囲が限定的にならざるを得ない場合

6 附属機関の公開等

(1) 附属機関の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き公開するものとする。

ア 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合

イ 会議において、須坂市情報公開条例（平成8年条例第2号）第7条第1項各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議する場合

(2) 附属機関の会議は、審議経過を明らかにするため、概要を記録した会議録を作成するものとする。

(3) 会議録は原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

(4) 附属機関は、市民等から直接意見を聴取することが適当と認められるときは、意見陳述の機

会を設けるなど十分意見を聞くよう努めるものとする。

7 附属機関の廃止等

既に設置されている附属機関で、次のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- (3) 活動の実績が少ないもの
- (4) 開催されても形式的で設置の効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により、設置の目的の達成が可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等行政の総合性又は効率性の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

8 総務部長への合議等

- (1) 附属機関を設置、廃止又は統合する場合は、総務部長に合議するものとする。
- (2) 附属機関の委員を任命する場合は、市長に属する附属機関にあつては総務課長に合議するものとし、市長以外の執行機関に属する附属機関にあつては委員の任命後速やかに総務課長に報告するものとする。

9 協議会、懇談会等

- (1) 協議会、懇談会等は、審査、審議、調査等を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として位置付けられるものであることから、次の事項に留意するものとする。

ア 協議会、懇談会等の開催、運営等に係る定めは規則、訓令等の制度的な形式によらないこと。

イ 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続及び定足数）による運営を行わないこと。

ウ 附属機関と誤って受け取られるような「審査会」、「審議会」、「調査会」等の名称は用いないこと。

エ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審議する」、「諮問する」、「答申する」等の表現は用いないこと。

オ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」、「意見書」等の表現は用いないこと。

(2) 本指針4から8(6(4)を除く。)の規定は、協議会、懇談会等について準用する。

10 協議会、懇談会等の構成員の決定

決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼する。

11 協議会、懇談会等の構成員への謝礼等

(1) 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費又は費用弁償としての旅費とする。

(2) 謝礼等を支払う場合は須坂市特別職の職員等の給与に関する条例第2条第22号に規定する特別職の職員に対する報酬を上限として、旅費は同条例第11条に規定する支給額を上限として実費相当分を支払うことができるものとする。

(3) 構成員への謝礼等の支払いについては設置要綱、規則等で定めるものとする。

12 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

13 適用時期

この指針は、平成13年7月1日から適用する。ただし、附属機関の委員の選任に係る規定は、平成13年10月1日以降の最初の改選時期から適用する。

附則

この規程は、平成13年6月22日から施行する。

附則

この規程は、平成25年2月14日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月14日から施行する。